（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十七年七月二十三日（木曜日）　臺灣日日新報　第一万五千二百二十三號　（一）

夕刊　臺灣日日新報　七月二十二日　タ刊文役　一部三錢
作者口江　人行發賣所
地址第二町目丁四七番地
社長兼日日新聞　發行者

泰、日本の眞意理解
日泰關係茲に盤石
廣田大使一行使命果す

【バンコック二十一日發同盟】國賓として日泰兩國親善使節團長廣田大使一行を迎へたタイ國の感激は大變なもので、大使一行がバンコック驛に到着するや、ピブーン首相閣下を始め閣僚、國會議長、最高裁判所長官、軍司令官、各國外交團、タイ國各界の代表者多數が出迎へ、驛頭は勿論驛前廣場は數萬の歡迎の人波で埋まり、大使一行が驛前に現はれるや萬歳の聲は天地を震撼した、大使一行は驛前に整列した儀仗兵の捧銃の敬禮を受けた後、ピブーン首相、ピチット外相、ウルグワイ國王代理殿下、ワンワイタヤコン殿下、ワンワイタヤコン殿下妃殿下、ワンワイタヤコン殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下妃殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下、ワンワイタヤコン殿下令息殿下令嬢殿下妃殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢殿下令息殿下令嬢

南方中繼地として 航空保安施設擴充

督府遞信部で計畫實施

南方への航空中繼地として臺灣は大東亞戰爭勃發以來一段と交通上より重要性 を加へ來りとみに其の安全率 を高く望まれてゐるが、總督府遞信部に於ては之等南方中繼地並に臺灣島内各地の航空保安施設擴充に關し、本年度より向ふ五箇年計畫を以て實施することとなつた、この施設擴充に關しては既に一部着手されてゐるものもあるが、本年度に於ては二千數百萬圓を投じ

（一）全島を六區に分ち、各區の中心地點に航空保安無線電信所（臺北、臺南）を設けて、航空機の安全飛行を期すること

（二）臺北、臺南兩飛行場の整備擴張を行ふこと

（三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（四十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（五十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（六十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（七十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（八十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（九十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百二十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百三十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百四十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百五十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百六十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百七十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百八十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（百九十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百二十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百三十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百四十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百五十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百六十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百七十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百八十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（二百九十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百二十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十五）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十六）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十七）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十八）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百三十九）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百四十）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百四十一）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百四十二）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百四十三）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保安無線電話所を設けること

（三百四十四）臺北、臺南兩飛行場の中間地點に位する嘉義に航空保

臺灣日日新報　第一万五千二百二十三號　A　(一)
(第二版)　昭和十七年七月二十三日　(木曜日)　(明治卅一年五月九日第三種郵便物認可)

臺灣新民報

本日夕刊共六頁

榮譽の感狀授與七回

空中戰史に不朽の武勳

【東京發同盟】空の軍神と仰ぐ加藤建夫少將が支那事變から大東亞戰にかけて大陸の大空に或は炎熱燃ゆるビルマの上空に羽搏いて打建てた赫々の武勳は終始壯烈極まりなきものであり、支那事變に戰鬪隊中隊長として出征以來ビルマにおいて戰死する迄の同少將の輝く戰歷こそは眞に世界空中戰史を飾る不朽の金字塔と言ふべきである、その間陸々の軍司令官によつて讀へられ武人最高の榮譽たる感狀を授與せらるること前後七回の多きに上り建軍以來未曾有のことゝせられた、今玆に同少將の戰歷を縱いてその輝く武勳の跡を偲ばう【寫眞は加藤建夫少將】

京津地區上空を制壓、事變勃發と共に北支へ

【東京發同盟】昭和十二年七月七日支那事變勃發し戰局は北支を中心に擴大化するや加藤少將は第一線戰鬪機隊として七月十日早朝出征、〇日天津に到着、直ちにその制壓の任に當つた、この日夜に敵なく偵察に終つたが翌十一日には二機を撃墜、加藤隊長自らは二機を撃墜したが我が方は非戰鬪員を失つた、次で二月二十日新鋭戰鬪機を以て基地上空に三月八日迄連日に亙つて敵戰鬪機と交戰十二機を撃墜、加藤隊長自らは二機を撃墜したが我が方は非戰鬪員を失つた、次で二月二十日新鋭戰鬪機を以て基地上空に三月八日迄連日に亙つて敵戰鬪機と交戰十二機を撃墜、加藤隊長自らは二機を撃墜したが我が方は非戰鬪員を失つた、この間加藤隊の戰鬪機隊は連日の出動に疲勞困憊の極に達したが加藤隊長は常に隊の先頭に立つて敵の作戰指導に當つたので隊員は隊長の指揮に信賴し敵を壓倒して益々士氣を昂揚した、この間加藤隊の戰鬪機隊は二十數機に上つた撃墜數は實に數百機に達した、次で三月十日新鋭戰鬪機を以て基地上空に三月八日迄連日に亙つて敵戰鬪機と交戰十二機を撃墜、加藤隊長自らは二機を撃墜したが我が方は非戰鬪員を失つた、次で二月二

社說

學徒奉公隊の積極的活動
今回の颱風禍に對する善仕

一

災を受けられておかれては出ること十三日北部の西部地帶に襲來した颱風の被害は、多大の數字を以ては、多大の數字を以ては、多大の數字を以ては

敢闘精神の權化
重慶恐る加藤部隊

【既報=二十二日發同盟】敢闘の華々しさが武人の全部ではない、その人となり、その人柄、日常の躾、永年に亘る軍人としての修養が滲みでるのである、ビルマの空に華と散つた加藤建夫少将もまた然りである、日夜敵と戰ひ敵を撃ち墜すことを樂しみとしてゐた様に思はれるが、決してさうではない

比島人俘虜患者釋放

釋放されて婦人會の歡待に喜ぶ俘虜（上）と俱釋放の俘虜醫

災害地田植に朗景

遖しく〝立ち上つた婦人〟〝米穀增産確保へ〟まつしぐら

【福井縣特電廿一日發】豫報通り梅雨前線の活動は愈〻活潑となり廿一日午前一時頃から福井縣下の各地は豪雨となり殊に福井市を中心とする足羽川流域の被害は甚大で福井市の一部は一時交通杜絶の狀態となつた、福井市の被害は目下調査中であるが家屋の浸水は一萬戸を突破し罹災者は實に十萬人に達する見込である、尚福井市の被害は一日午後一時現在で死者十名、行方不明者十名、負傷者百名、家屋の流失倒壞百戸、浸水家屋一萬戸、田畑の流失埋沒二千町歩、道路橋梁の流失百箇所、鐵道の不通箇所十箇所、電信電話の不通箇所百箇所、電燈電力の停電箇所百箇所、ガスの停止箇所百箇所、水道の不通箇所百箇所、福井市の被害は豫想以上に大きく殊に足羽川流域の被害は甚大で福井市の中心部は一面の泥海と化し、福井市の交通は全く杜絶し、福井市の電燈電力ガス水道は全部停止し、福井市の被害は實に